部長及び参事官
殿
所　　属　　長

警務発第190号
令和８年２月18日
（総務、会計、装施、備二、機動）
10年保存（口訓）
本　　部　　長

大規模災害対応等職員の指定等に関する要綱の運用要領について
（通達乙）

みだしのことについては、「大規模災害対応等職員の指定等に関する要綱の制定についての一部改正について（通達甲）」（令和８年２月18日警務発第189号）を示達したところであるが、業務要員の運用要領については、下記のとおり定めるので誤りのないようにされたい。

なお、本通達の発出に伴い、「大規模災害対応等職員の指定等に関する要綱の運用要領について（通達乙）」（平成30年３月29日警務発第249号）は廃止する。

記

１　業務要員

発災時における特定の業務（以下「特定業務」という。）とは、発災直後に緊急かつ一時的に体制を強化する業務で、その内容及び最大の各業務要員数は次のとおりとする。

(1)　本部長秘書の業務に当たる警察職員　１人
(2)　災害警備業務に当たる警察職員　３人
(3)　災害警備活動業務に当たる警察職員　10人

２　推薦

特定業務を主管する課長は、関係課長と協議の上、個々の能力、責任感等を考慮し、別記様式「業務要員推薦者名簿」により業務要員を推薦するものとする。

（担当：警務課企画係、戸田、2662）